

# 大分県議会基本条例逐条解説

平成21年3月  
(平成27年1月一部改正)

## 目 次

大分県議会基本条例の位置づけ	2
大分県議会基本条例の構成(イメージ図)	3
前文	4
第1章 総則(第1条・第2条)	5
第2章 議会の役割と機能(第3条ー第7条)	6
第3章 議会運営の原則(第8条ー第10条)	10
第4章 議員活動の原則(第11条ー第13条)	13
第5章 県民との関係(第14条ー第16条)	16
第6章 議員の倫理(第17条・第18条)	18
第7章 最高規範性(第19条)	19
第8章 補則(第20条・第21条)	20
附則	20
<備考>	
関連法規	21

# 大分県議会基本条例の位置づけ

## 憲 法

92条 地方自治の本旨の確保

93条 地方公共団体の機関

94条 地方公共団体の機能

## 地 方 自 治 法

第6章 議会(89条～138条) ほか

組織、権限、会期、委員会、会議、

調査、紀律、懲罰等

## 大分県議会基本条例

議会の役割と機能、議会運営の原則、議員活動の原則、

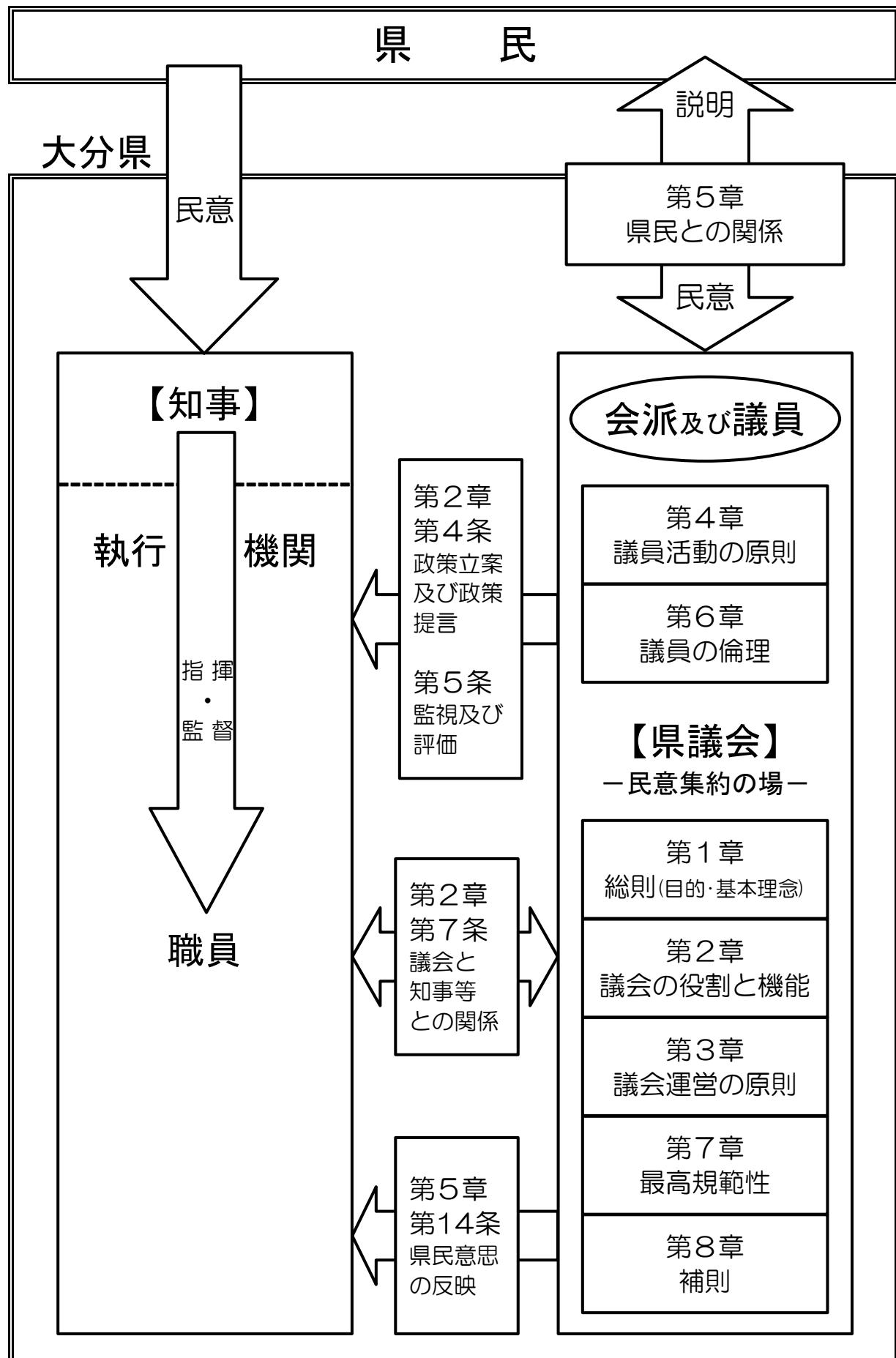
県民・知事との関係、議員の倫理 等

## 議会に関する他の条例・規則等

- ・ 大分県議会定例会の回数を定める条例(自治法102条②)
- ・ 大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(自治法90条、公職選挙法15条)
- ・ 大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(自治法96条②)
- ・ 大分県議会会議規則(自治法120条)
- ・ 大分県議会委員会条例(自治法109条)
- ・ 大分県議会傍聴規則(自治法130条)
- ・ 大分県議会委員会傍聴規則
- ・ 政治倫理の確立のための大分県議会議員の資産等の公開に関する条例(政治倫理の確立のための国會議員の資産等の公開等に関する法律7条)
- ・ 大分県議会議員の資産等の公開に関する規程
- ・ 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例(自治法203条)
- ・ 大分県政務活動費の交付に関する条例(自治法100条⑯⑰⑯)
- ・ 大分県政務活動費の交付に関する規程
- ・ 大分県議会事務局規程(自治法138条)
- ・ 大分県議会図書室設置条例(自治法100条⑯⑰) ほか

※ 大分県議会先例集

# 大分県議会基本条例の構成（イメージ図）



## ●前文

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権を目指した取組がスタートした。これにより、国と地方公共団体とは対等・協力の関係へと変化した。平成16年度からの三位一体改革により、国から地方への税源移譲が行われたものの、地方公共団体が自主自立て行財政運営を実施できる体制にはほど遠く、地方分権の実現は未だ道半ばにある。

地方公共団体の自主性や自立性を高め、住民自治及び団体自治の原則に基づく真の地方自治を構築するため、地方議会が果たすべき役割と責務はますます増大している。

大分県議会は、これまで県民に分かりやすい、県民に開かれた地方分権時代にふさわしい県議会のあり方を追求し、議会の改革と活性化に努めてきた。県議会はこれまでの取組をさらに進め、県民の声を反映する県議会及び県議会議員のあり方を改めて明確にし、ともに県民に選ばれた議員の合議体である県議会と知事とがより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要である。県議会は、今後とも知事等の事務執行の監視及び評価機能の強化と県政に対する積極的な政策立案・政策提言に取り組んでいく。

ここに、本県議会は、県民全体の奉仕者であることの誇りと果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、主権者である県民の視点に立って、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。

### 【趣旨・解釈】

- 1 前文では、本条例の制定趣旨について明らかにしている。
- 2 地方分権改革のさなかにある今日、地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度は廃止され、これまで自治体が処理してきた事務に関しては、一部のものを国が直接行う事務へと変更したうえで、明確に自治体の事務と位置付けられた。同時に、国と地方公共団体とは、これまでの上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。しかしながら、国の三位一体改革により国から地方へと税源は移譲したが、国の補助金制度、交付金制度等は依然として存在しており、地方公共団体が自主自立て行財政運営できる真の地方分権にはほど遠い。
- 3 一方で、自治体が処理する事務に関しては、原則としてすべてに議会の権限が及ぶこととなり、その結果、知事とともに二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割及び責務はますます増大しており、県民の代表機関である大分県議会及び県議会議員は、自らのあるべき姿について再確認し、明確にすることが求められている。
- 4 大分県議会は、県民の負託にこたえるため、独自の政策立案や政策提言を積極的に行うとともに、地方分権の進展に対応し、自らの改革に取り組むことにより、地方自治の本旨（住民自治と団体自治）に則り、地域の課題は、その地域の住民と自治体の責任と判断において決定するという、いわゆる「真の地方自治」の実現を目指すことを誓う。
- 5 特に知事との関係においては、議会が、執行機関である知事に対して、議会の機能である監視と評価機能をしっかりと果たしていく決意を表明するとともに、合議制の議会と独任制の知事という互いに異なる特性や機能を有していることを尊重しつつ、それぞれ独立の立場において互いに牽制しながら均衡と調和の関係を保持しながら、共通の目的である県民生活の向上と県勢の伸展のために全力を尽くすことを誓うものである。

## ●第1章 総則(第1条・第2条)

### 第1条(目的)

**第1条** この条例は、議会の基本理念を定め、その実現を図るための基本となる議会の役割と機能、議会運営の原則、議員活動の原則等を明らかにすることにより、議会が地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例制定の目的を明らかにしたものである。
- 2 第2条「議会の基本理念」を実現するために、議会の役割と機能、議会運営の原則、議員活動の原則等を規定し、議会が県民の負託にこたえることを謳っている。

#### 【摘要】

- ① 憲法93条・地方公共団体の機関
- ② 地方自治法14条・条例の制定等
- ③ 地方自治法89条・議会の設置
- ④ 地方自治法96条・議決事件

### 第2条(基本理念)

**第2条** 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、眞の地方自治の実現を目指すものとする。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条例の基本理念を規定したものである。
- 2 県民の代表機関であり県政における最高議決機関である議会は、公平・公正な議論を尽くし、地方自治の本旨（住民自治と団体自治）に則った「眞の地方自治の実現」（地域の課題は、その地域の住民と自治体の責任と判断により決定すること）を目指すことを基本理念としている。
- 3 「公平かつ公正な議論」とは、平等（一部だけに手厚くしない、偏らない）に議論することを意味する。

#### 【摘要】

- ① 憲法92条・地方自治の本旨の確保
- ② 憲法93条・地方公共団体の機関
- ③ 地方自治法89条・議会の設置
- ④ 地方自治法96条・議決事件

## ●第2章 議会の役割と機能(第3条－第7条)

### 第3条(議決)

**第3条** 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 第2章「議会の役割と機能」においては、議会の基本的な機能を規定している。
  - 2 すなわち、第3条「議決」、第4条「政策立案及び政策提言」、第5条「監視及び評価」、第6条「調査及び公表」の4つの機能である。
  - 3 本条は、議会の4つの機能のうち、「議決」について規定している。第2条「基本理念」で「議会が県政における最高議決機関である」旨を規定しているが、本条はこれを受けて、「議決により県の意思を最終的に確定させる」機能を有していることを規定したものである。
  - 4 「議決により」とは、地方自治法第96条・議決事件（条例の制定又は改廃、予算を定めること、決算を認定すること等）により、議会が議決すべき事件について、議決することにより県の意思を確定するという趣旨である。
- 県の意思はすべてが議会の議決を要するものではないが、県の意思を最終的に確定する機能を持つことを規定したものである。

#### 【摘要】

- ① 憲法92条・地方自治の本旨の確保
- ② 憲法93条・地方公共団体の機関
- ③ 地方自治法89条・議会の設置
- ④ 地方自治法96条・議決事件  
大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例・全般

#### 【参考】

- 1 憲法第93条第1項において、議会は議事機関とされ、その当然の帰結としての「議決」は、憲法を根拠とするもともと基本的かつ重要な議会の機能であることから規定したものである。
- 2 議会の行う議決には、本条に規定する議決と機関意思の決定（議会という機関の意思としての意見書の議決、請願の採択、決議等）とがある。

### 第4条(政策立案及び政策提言)

**第4条** 議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 県民意思を県政に反映するため、議会には、執行機関の監視及び評価にとどまらず、自らが政策立案や政策提言を積極的に取り組むことを前文で表明している。
- 2 そのために、議員や委員会の提案による政策条例の制定、決議のほか、意見書の議決、請願の採択、特別委員会の報告提言等により、議会独自の政策立案及び政策提言を行う機能を積極的に発揮していくことを規定したものである。

## 【摘要】

- ① 地方自治法 14 条・条例の制定等
- ② 地方自治法 96 条・議決事件
- ③ 地方自治法 99 条・意見書の提出
- ④ 地方自治法 100 条の 2 ・専門的事項に係る調査
- ⑤ 地方自治法 112 条・議員の議案提出権  
会議規則 15 条・議案の提出
- ⑥ 地方自治法 124 条・請願の提出(議員の紹介)  
会議規則 87 条・請願書の記載事項等

## 【参考】

(1) 本県議会では、これまで議員提案による政策条例を次のとおり制定している。

- ① 大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例(平成 19 年 4 月 1 日施行)
- ② 大分県飲酒運転根絶に関する条例(平成 19 年 7 月 31 日施行)
- ③ 大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成 21 年 4 月 1 日施行)
- ④ おおいたの食と農林水産業振興条例(平成 21 年 4 月 1 日施行)
- ⑤ 大分県減災社会づくりのための県民条例(平成 21 年 4 月 1 日施行)
- ⑥ 大分県議会基本条例(平成 21 年 4 月 1 日施行)
- ⑦ 大分県がん対策推進条例(平成 23 年 4 月 1 日施行)
- ⑧ 大分県歯と口腔の健康づくり推進条例(平成 25 年 12 月 18 日施行)

## 第5条(監視及び評価)

**第5条 議会は、知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)の事務執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。**

**2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。**

## 【趣旨・解釈】

1 本条は、知事等の事務執行について、県民生活の向上及び県勢の伸展に寄与するため、最少の経費で最大の効果を挙げているかを監視及び評価することが、県民の代表機関である議会の重要な使命であることから規定している。

2 第 1 項は、「監視」について規定している。

議会が、現に行われている知事等の事務執行を監視し、必要に応じて是正や改善等を含む措置を知事等に促すことを規定したものである。すなわち、知事等の事務執行が適正に行われているかはもちろん、公平性、効率性をもって行われているかどうかという視点から監視を行い、著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害している場合や公平性、効率性を欠く場合等に、是正や改善を含む必要な措置を執るよう促すことを規定したのである。

3 「必要と認める場合」とは、知事等の現に行われている事務執行について、著しく適正を欠き、明らかに公益を害していると思われる場合や公平性、効率性を欠く

場合を想定している。このような場合に、議会として是正や改善を含む必要な措置を執るよう促すことになる。なお、具体的な手続き方法等については、議会運営委員会で協議することになる。

- 4 第2項は、議会の知事等の事務執行に対する事前又は事後の「評価」について規定している。すなわち、知事等の事務執行によって期待される効果（事前）や、当初の意図どおりの効果、成果を挙げたかどうか（事後）という視点から評価を行い、知事等に必要な対応を促すことを規定したものである。
- 5 「必要と認める場合」とは、議会として知事等の事務執行について、事前又は事後に評価するにあたり、その事務執行によって期待される効果（事前）を挙げられるのか疑義がある場合や当初の意図通りの効果、成果（事後）を挙げられなかつた場合において、その施策等の見直しや追加的な対策など、必要な対応を執るよう促すことになる。なお、具体的な手続き方法等については、「3」と同じ。

### 【摘要】

- ① 地方自治法 96 条・議決事件（③決算認定）
- ② 地方自治法 98 条・検査及び監査の請求
- ③ 地方自治法 100 条①・調査権
- ④ 地方自治法 149 条・首長の担任事務

### 第6条(調査及び公表)

**第6条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。**

**2 前項の調査を行った場合には、その内容を公表するものとする。**

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議会が地方自治法に定めるところにより調査を行うほか、県政及び議会運営に関して、具体的な課題の解決のために必要な調査を行うことを定めた規定である。
- 2 本条前段の「議案又は県の事務に関する調査」とは、地方自治法に定められた議会の調査権【自治法第 100 条（調査権）、同第 109 条（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）】を指すのに対し、後段の「県政及び議会運営に関する具体的課題の解決に資するため、必要な調査」とは、本条例第 10 条により設置される検討組織及び議会運営委員会（自治法 109 条）による調査等、前段の調査よりも、より広範な将来的な政策課題等を含めた調査等を指している。
- 3 第2項「公表」の方法については、議会での報告（報告書を含む）、県議会ホームページの掲載等が考えられる。

### 【摘要】

- ① 地方自治法 109 条・常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会  
会議規則 73 条・閉会中の継続審査
- ② 地方自治法 100 条の 2 ・専門的事項に係る調査
- ③ 地方自治法 202 条の 3 ・附属機関の職務権限・組織等

## 第7条(知事等との関係)

**第7条** 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議会と知事等との関係について規定したものである。
- 2 議会と知事等は、議会が議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いに異なる機能を有している。議会は、知事等との互いに異なる役割（機能）分担の関係を尊重しながら、二元代表制の一翼を担う存在として、県民の負託にこたえるために共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展のため、自らの機能を遂行しなければならないことを規定している。

### 【摘要】

- ① 憲法 93 条・地方公共団体の機関
- ② 憲法 94 条・地方公共団体の権能
- ③ 地方自治法 89 条・議会の設置
- ④ 地方自治法 96 条・議決事件
- ⑤ 地方自治法 149 条・首長の担任事務
- ⑥ 地方自治法 98 条・検査及び監査の請求
- ⑦ 地方自治法 99 条・意見書の提出
- ⑧ 地方自治法 100 条①・調査権
- ⑨ 地方自治法 112 条・議員の議案提出権  
会議規則 15 条・議案の提出
- ⑩ 地方自治法 124 条・請願の提出（議員の紹介）  
会議規則 87 条・請願書の記載事項等

### 【参考】

前文には、「ともに県民に選ばれた議員の合議体である県議会と知事とがより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要である」としている。議員の合議体である議会と知事は、県民の直接選挙により選ばれた県民の代表であり、県民は議会と知事という二つの代表を持っている（二元代表制）。

議会と知事は、互いに異なる特性と機能を有している。すなわち、議会が合議制の機関であるのに対して、知事は独任制の機関であるという異なる特性を有し、また、議会が議事・議決機関であるのに対して、知事は執行機関であるという異なる機能を有している。

このように議会は、知事との異なる特性と機能を生かしながら、役割分担の関係を尊重し、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展のために、自らの機能を遂行しなければならない。

## ●第3章 議会運営の原則(第8条ー第10条)

### 第8条(運営の原則)

- 第8条 議会は、県民に開かれた運営を行うものとする。
- 2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。
  - 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。
  - 4 議会は、政策を提言する機能を十分に發揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。
  - 5 議会は、地方分権の進展に対応し、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、「議会運営の原則」について規定している。
- 2 第1項は、「県民に開かれた運営」を行わなければならないことを規定している。県民の多様な意思を代表する議員で構成される議会においては、その運営にあたっても公正性、透明性を確保することが従来にも増して求められることから規定している。
- 3 第2項は、議会は県民の意思を速やかに県の施策等に反映させることが求められる等、その機能を的確に果たしていくために、議会という合議制機関を円滑で効率的に運営する必要があることから設けた規定である。
- 4 第3項は、議員の発言保障、議員相互間の討議等による活発な議論を行うことを規定している。議会は民意反映の場であり、そのため自由討議により多様な意見を出しあったうえで合意形成に努めることになる。
- 5 第4項は、第4条「政策立案及び政策提言」において、議会が積極的に政策提言等を行うことを規定していることを受けて、県政の基本的かつ重要な事項について政策を提言する機能を十分に發揮するために、議会組織（常任委員会・特別委員会等のほか、今後、必要に応じ設置される会派横断的な検討組織を指す。）の柔軟な活用に努めることを規定したものである。

この運営の原則を受けて、第9条で「委員会」を、第10条で「検討組織の設置」を具体的に規定している。

「柔軟な活用」とは、県政の課題等に対応するため、必要に応じて会期外に常任委員会を開催することや臨機に調査・検討を行うため議員で構成する既存の議会組織をはじめ、新たな検討組織の設置など議会組織の機動的な活用を図ることを想定している。

- 6 第5項は、議会が県民の負託にこたえ、その機能を十分に發揮していくために、現状に安住することなく常に自らを省み、継続的に改革に取り組むことを規定したものである。

#### 【摘要】

- ① 地方自治法100条⑫・議案の審査又は議会の運営に関し協議調整の場の設置  
会議規則124条・協議又は調整を行うための場
- ② 地方自治法104条・議長の議事整理権・議会代表権
- ③ 地方自治法109条・常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会  
県議会委員会条例1条・設置、6条・委員長及び副委員長、12条・招集、13条  
・定足数、14条・表決、15条・委員長及び委員の除斥、16条・委員会の公開

- ④ 地方自治法 115 条・議事の公開の原則等
- ⑤ 地方自治法 120 条・会議規則  
会議規則全般
- ⑥ 地方自治法 129 条・議場の秩序保持  
会議規則 13 章・規律
- ⑦ 地方自治法 132 条・品位の保持  
会議規則 13 章・規律

### 【参考】

- 1 本県議会においては、「県民に開かれた運営」を行うため、本会議をはじめとする委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）やその他の議会組織（地方自治法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場である全員協議会、各会派代表者会、広報委員会及び臨時的に設ける協議等の場）についても、原則、公開としている。
- 2 平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法において、機関委任事務は廃止され、これまで自治体が処理してきた事務は、一部を国が直接行う事務へと変更したうえで、明確に自治体の事務（自治事務と法定受託事務）と位置付けられた。  
以後、自治体が行う事務に関しては、原則としてすべてに議会の権限が及ぶこととなつた。これにより地方議会の政策の発案や審議の機能は強化され、執行部に対する監視及び評価する機能の重要性が増すこととなつた。  
このように地方分権の進展に伴つて機能が強化された議会は、県民の負託にこたえるためにも、自らの継続的な改革に努めることが求められている。
- 3 本県議会においては、議会改革に取り組む機関として 19 年 5 月、議長諮問機関「改活協議会」を設置し、政務調査費の透明化、費用弁償の見直し、一問一答方式の導入について、議長に答申し役割を終えた。

## 第9条(委員会)

- 第9条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に發揮するよう運営しなければならない。

2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に發揮するよう運営しなければならない。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、委員会の活動による議会の審議、調査の充実を図ることを規定している。
- 2 第 1 項では、常任委員会について規定している。常任委員会は、県政の課題に対応するため、会期外の開催等、必要に応じて機動的に開催し、常任委員会の調査、審議の機能を十分に發揮するように運営することを規定している。
- 3 第 2 項は、特別委員会について規定している。県政の課題について調査、審議すべき事項が発生した場合には、特別委員会を速やかに設置し、調査、審議を開始するなど、その設置目的に応じた機能を十分に發揮するように運営することを規定している。

### 【摘要】

- ① 地方自治法 109 条・常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会

県議会委員会条例 1 条・設置、6 条・委員長及び副委員長、12 条・招集、13 条  
・定足数、14 条・表決、15 条・委員長及び委員の除斥、16 条・委員会の公開  
会議規則第 7 章・委員会

## 第10条(検討組織の設置)

**第10条 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に関する必要がある場合には、議員で構成する検討組織を柔軟に設置し、審査、調査、協議等を行うものとする。**

### 【趣旨・解釈】

1 本条は、議会が本会議及び委員会の審議、調査のほか、県政の課題及び議会運営に関する必要がある場合には、議員で構成する検討組織を機動的に設置し、審査、調査、協議及び検討を行うことを規定している。

### 【摘要】

- ① 地方自治法 100 条⑫・議案の審査又は議会の運営に関し協議調整の場の設置  
会議規則 124 条・協議又は調整を行うための場
- ② 地方自治法 100 条の 2 ・専門的事項に係る調査
- ③ 地方自治法 202 条の 3 ・附属機関の職務権限・組織等

### 【参考】

- 1 既存の検討組織としては、全員協議会、各会派代表者会議、広報委員会がある。
- 2 これまで設置した機関としては、以下のとおりである。
  - ・政策・活性化協議会(20 年 3 月 27 日～21 年 3 月 25 日)
  - ・議会のチェック機能強化検討委員会(20 年 9 月 10 日～21 年 3 月 25 日)
  - ・政策研究協議会(21 年 5 月 14 日～22 年 3 月 31 日)
  - ・議会機能強化検討協議会(21 年 6 月 9 日～22 年 3 月 31 日)
  - ・新政策構築協議会(23 年 7 月 14 日～25 年 3 月 31 日)
  - ・議會議論活性化協議会(23 年 7 月 14 日～24 年 3 月 28 日)
  - ・議員定数問題調査会(24 年 11 月 27 日～26 年 3 月 26 日)
  - ・政策検討協議会(25 年 5 月 1 日～27 年 3 月 31 日)
- 3 19 年度に議会改革推進のために設置した機関として、議長諮問機関「改活協議会」がある(19 年 5 月～20 年 3 月)。  
内容については、第 8 条「運営の原則」の【参考】欄に掲載。

## ●第4章 議員活動の原則(第11条－第13条)

### 第11条(議員の職責)

**第11条** 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、県民の負託にこたえる職責を有する。

2 議員は、議会の構成員として議会の機能を遂行する活動(以下「議会活動」という。)を担う職責を有する。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議員の職責について規定している。
- 2 第1項は、議員が県民の直接選挙によって選出されたものであること、すなわち公選職の身分から導かれる県民全体の奉仕者たるべき職責及び住民の代表者としての職責を有することを規定している。
- 3 第2項は、議員が議会の構成員として「議会活動」(議会の機能を遂行する活動)を担う職責を負っていることを規定している。

地方議会は、憲法第93条及び地方自治法第89条にその根拠を置くが、その構成員である議員の存在なくしては、議会はその機能を果たすことはできない。本県議会の構成員である議員が議会活動を行うことにより県民の負託にこたえるべき議会の機能を発揮することができるのであり、議員はそのような意味から議会活動を担う職責を負っていることを明確にしたものである。

なお、「議会活動」は、第2章「議会の役割と機能」で規定する第3条「議決」、第4条「政策立案及び政策提言」、第5条「監視及び評価」、第6条「調査及び公表」の諸機能を遂行する活動を定義している。

- 4 本条「議員の職責」、第12条「議員活動と役割」により、議員活動を明確化した。

議員は、本会議などの会議に出席し、議案審議などを行う、いわゆる議会活動のみではなく、県民の代表として、県民意識を把握するための活動、県の事務や行政課題に関する情報収集や調査研究のための活動、議会活動に必要な見識を高めるための活動など、いわゆる議員活動を自律的かつ日常的に行っているところである。

とくに県議会議員は、活動区域が広域であることや審議事項が広範多岐にわたることから、地方分権が進む今日において、議会に期待される機能を十分に発揮するためには、積極的に議員活動が展開されるべきである。議員活動を含めて議員のあり方を明らかにし、各議員が自律的かつ日常的に議員活動を行うことを規定したことと議会基本条例制定の意義と特徴がある。

#### 【摘要】

- ① 憲法93条②・議員直接選挙
- ② 地方自治法17条・議員及び長の選挙
- ② 地方自治法203条・報酬及び費用弁償  
県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例・全般

## 第12条(議員活動と役割)

**第12条** 議員は、それぞれが県民の直接選挙により選出されているという高い独立性の下、自らの職責を果たすため、次に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うものとする。

- 一 県政に関する県民意思の把握に努めること。
- 二 県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- 三 議会活動に必要な見識を高めるため、研修への参加その他の自己研さんに行うこと。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議員活動について規定している。

県民の直接選挙により選出される議員は、監督者の下で管理される存在ではなく、県民の代表者として自律的に判断し、その責任を県民に対して負うという高い独立性を有する。また、議員に求められる活動の領域は、従来の会期内の本会議及び委員会という限られた領域にとどまらず、例えば、政策形成に向けて行う情報収集、県民意思把握のために行う県民との接触活動など、時間的にも場所的にも拡大している。

前条の職責を果たすため、議員は、本条各号に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うべきことを規定している。

- 2 第1号は、県政に関する県民意思を把握することが、県民の代表である議員が県民意思を県政に反映させるうえで、もっとも重要な活動であることから規定したものである（議員の広聴活動）。
- 3 第2号は、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めことが、議会の機能を遂行する存在である議員の重要な活動であることから規定したものである。
- 4 第3号は、議会の機能を遂行する存在である議員は、研修や日々の調査研究などの自己研さんに努めるべきことを規定したものである。

### 【摘要】

- ① 地方自治法 100 条⑯⑰⑱・政務活動費  
政務活動費の交付に関する条例・全般
- ② 地方自治法 203 条・報酬及び費用弁償  
県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例・全般

### 【参考】

議員の調査研究活動については、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、会派又は議員に対して政務活動費を交付できることとされている。その趣旨は、地方議会の活性化を図るため、地方議員の調査活動基盤を充実させ、審議能力を強化するとともに、あわせてその使途の透明性を確保することにある。

本県議会においても、「政務活動費の交付に関する条例」を定め、会派に対し政務活動費が交付されている。

## 第13条(会派)

- 第13条 議員は、前条に定める議員活動又は議会活動を行うため、会派を結成することができる。ただし、議員が政務活動費の交付を受けようとするときは、会派を結成しなければならない。
- 2 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、会派間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。
- 3 会派は、県政に関する県民意思の把握、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びに所属議員の議会活動に必要な研修等を行うものとする。

### 【趣旨・解釈】

1 本条は、会派が議会の運営及び県民意思の反映としての議会意思の形成過程において、重要な役割を担っていることから設けた規定である。

「会派」について、地方自治法には定義されていないが、最高裁判例では、「議会内において政治的信条を同じくする議員によって結成される同志的集団」とし、「多くの場合、政党を基盤として成立するが、その機能において、多様な県民意見を集約し、議会の意思形成に反映させる面を持ち、政策集団としても期待される」とある。

2 第1項は、議員は議員活動又は議会活動を行うために、会派を結成することができることを規定している。

3 第2項は、議会は合議体であり、合意されなければ多数決により決することになるが、議員が県民の多様な意思を反映する存在であることから、県民意思の反映のため会派間の討議及び調整に努めるべきことを規定している。

4 第3項は、会派の広聴活動及び会派が県政の課題及び政策に関する広範な情報収集、調査研究に努めるべきこと、並びに会派がその所属する議員に対して、積極的に研修を行うなど、議会活動に必要な見識を高めるよう努めるべきことを規定している。同趣旨の規定が第12条「議員活動と役割」にも規定しているが、本条では議員のみならず、会派においても積極的に取り組むべき事項であることから規定したものである。

### 【摘要】

- ① 地方自治法 100 条⑯⑰⑱・政務活動費  
会議規則 4 条・所属会派の届出  
政務活動費の交付に関する条例・全般

### 【参考】

「会派」自体の定義も含めて、会派の議会内での地位や権限、責務などが地方自治法に規定されず、標準会議規則にも規定がないものの、会議規則や議会運営委員会・会派代表者会の取り決めでは、会派に関する定めが置かれている。

地方自治法では、100 条⑯⑰⑱において、条例の定めるところにより、政務活動費を会派又は議員に対し、交付できると規定している。

地方自治法に基づき定められた「大分県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年 3 月 30 日公布、同 25 年 2 月 28 日一部改正）」では、第1条において「大分県議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、大分県議会における会派に対し、政務活動費を交付する」とし、第2条において政務活動費に充てることができる経費の範囲が規定されている。

なお、同条例においては、「1人会派」も認められている。

## ●第5章 県民との関係(第14—16条)

### 第14条(県民意思の反映)

第14条 議会は、県民意思を把握し、県政に反映させなければならない。

2 議会は、委員会における公聴会の開催、参考人の招致等県民意思を反映する制度の積極的な活用に努めるものとする。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議会における県民意思の把握と県民意思の県政への反映について規定している。
- 2 第1項は、議員個々の議員活動や会派活動等を通して把握した県民意思を、議会の政策立案及び政策提言、監視及び評価の機能を發揮することにより、県政に反映させなければならないことを規定している。
- 3 第2項は、議会が県民意思の把握及び県民意思を県政に反映させるため、法令等で認められている制度を例示的に掲げながら諸制度を積極的に活用することに努めることを規定している。

#### 【摘要】

- ① 地方自治法 109 条⑤、同 115 条の 2 ①②・公聴会及び参考人会議規則 92 条・公聴会開催手続 ほか  
県議会委員会条例 21 条・公聴会開催手続 ほか
- ② 地方自治法 124 条・請願の提出(議員の紹介)  
会議規則 87 条・請願書の記載事項等

### 第15条(県民への説明責務)

第15条 議会は、その諸活動を県民に対し説明する責務を負うものとする。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、主権者である県民から負託を受けた議員で構成される議会が、その諸活動の状況を主権者である県民に説明する責務(説明責任)を負っていることを規定している。ここでいう説明責任は「地方自治の本旨」に基づくもので、主権者である県民の負託を受けた議会が負う責任をいい、議会から県民への積極的な情報提供も含めた情報公開の総合的な推進を図る責務を負うことと規定している。
- 2 「諸活動」とは、「議会活動」のみならず、「議会内部の管理運営的な活動(政務活動費、費用弁償、事務局運営等)」を含めた活動をいう。

#### 【摘要】

- ① 憲法 92 条・地方自治の本旨
- ② 地方自治法 1 条・法律の目的
- ③ 地方自治法 115 条・議事の公開の原則等  
県議会委員会条例 16 条・委員会の公開
- ④ 地方自治法 123 条・会議録  
会議規則 15 章・会議録

- ⑤ 地方自治法 100 条⑯・刊行物の配布
- ⑥ 地方自治法 100 条⑯⑰・議会図書室  
県議会図書室設置条例・全般
- ⑦ 政治倫理確立のための県議会議員の資産等の公開に関する条例
- ⑧ 政務活動費の交付に関する条例
- ⑨ 大分県情報公開条例  
県議会が管理する公文書の公開等に関する規程

## 第16条(広報広聴)

**第16条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。**

**2 会派及び議員は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。**

### **【趣旨・解釈】**

- 1 本条は、議会の広報広聴について規定している。
- 2 第1項は、第3章「議会運営の原則」第8条「運営の原則」第1項において、「議会は、県民に開かれた運営を行うものとする」と規定しているのを受けて、議会が県民に開かれた議会を実現するために、その諸活動について広報広聴に努めることを規定したものである。議会としての広報広聴は、広報委員会等が実施することになる。
- 3 第2項は、広報活動は、議会としてのみではなく、議員及び会派においても、それぞれの「議会活動」について積極的に取り組むことを規定したものである。  
広聴活動については、第12条「議員活動と役割」第1号、第13条「会派」第3項においても、県民意思の把握に努める旨を規定しているところであるが、本条では、議員及び会派のそれぞれの行っている議会活動についても、積極的に広報広聴に努めることを規定したものである。

### **【摘要】**

- ① 憲法 92 条・地方自治の本旨
- ② 地方自治法 1 条・法律の目的
- ③ 地方自治法 115 条・議事の公開の原則等  
県議会委員会条例 16 条・委員会の公開
- ④ 地方自治法 123 条・会議録  
会議規則 15 章・会議録
- ⑤ 地方自治法 100 条⑯・刊行物の配布
- ⑥ 地方自治法 100 条⑯⑰・議会図書室  
県議会図書室設置条例・全般

## ●第6章 議員の倫理(第17条ー第18条)

### 第17条(議員の倫理)

**第17条** 議員は、県民の厳粛な負託により、県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民全体の奉仕者、県民から選挙により選出される代表者として品位と政治倫理の向上に努め、公正性及び高潔性を保持しなければならない。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議員の倫理(心構え)について規定している。
- 2 議員は、県民の直接選挙により選出され、高い独立性を有し、県民の代表として県政に携わる権能を与えられた存在であること、第12条「議員活動と役割」に規定する職責を負っていることを深く自覚し、県民の代表である議員として、一部の利益を排し、常に県民全体の利益を考え(公正性)、常に厳しい態度で自らを律しながら(高潔性)、議員として活動すべきことを規定したものである。

#### 【摘要】

- ① 地方自治法132条・品位の保持  
会議規則第13章・規律
- ② 地方自治法133条・侮辱に対する処置
- ③ 地方自治法134条・懲罰理由
- ④ 地方自治法135条・懲罰の種類及び除名の手続
- ⑤ 政治倫理の確立のための大分県議会議員の資産等の公開に関する条例・全般

### 第18条(政治倫理基準の遵守)

**第18条** 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員は、議会及び議員の品位、名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- 二 議員は、本県職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。
- 三 議員は、本県職員の採用、昇任又は人事異動に関し、不正な働きかけをしないこと。
- 四 議員は、政務活動費に関する諸規定を遵守し、より厳正な行動に努めること。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第17条「議員の倫理」を受け、具体的に議員が遵守すべき政治倫理の基準を規定している。
- 2 自治法等の法令遵守を掲げ、品位の保持や、県職員に対する不当な働きかけを禁

じている。政務活動費の取り扱いについては条例で定めており、調査研究その他の活動に要する経費への充当を適切に行うことを規定している。

### 【摘要】

- ① 地方自治法 132 条・品位の保持  
会議規則第 13 章・規律
- ② 地方自治法 133 条・侮辱に対する処置
- ③ 地方自治法 134 条・懲罰理由
- ④ 地方自治法 135 条・懲罰の種類及び除名の手続
- ⑤ 政治倫理の確立のための大分県議会議員の資産等の公開に関する条例・全般

### 【参考】

- ・「一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱い要綱」(抜粋)  
(20 年 8 月 4 日施行)

第 1 条「目的」：この要綱は、一定の公職にある者等から、職務の公正な執行を損なうおそれのある不当な働きかけを受けた場合の取扱いについて必要な事項を定めることにより、県職員の職務執行における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって県政に対する信頼を確保することを目的にする。

第 2 条「定義」：「不当な働きかけ」県職員に対し、次に掲げる職務上の行為に関し、特定の者が有利又は不利になるような取扱いをするなど職務の公正な執行を損なうおそれのある行為（特定の者に事前に通知することを含む）をするよう働きかけることをいう。

- ア 売買、貸付、貸借、請負、委託及び損失補償の契約に関すること。
- イ 県職員（臨時の任用職員及び非常勤職員を含む）の採用、昇任及び転任に関すること。
- ウ 資格試験に関すること。

## ●第7章 最高規範性(第19条)

### 第19条(最高規範性)

第19条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

### 【趣旨・解釈】

- 1 議会基本条例が議会に関する条例・規則等の最高規範と位置づけるための規定である。
- 2 本県議会に関する他の条例や規則等の諸規程は、本条例と整合を図らなければならぬ。

## ●第8章 補則(第20条・第21条)

### 第20条(別に条例で定める事項)

**第20条** 議員定数、定例会、委員会、政務活動費、議会図書室、議員報酬、費用弁償、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本県議会に関する他の条例について、議会基本条例のなかでの位置づけを規定したものである。

### 第21条(検討)

**第21条** 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるとときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 議会基本条例は、議会の基本理念及びその実現を図るための基本となる議会の機能、議会運営の原則、議員活動の原則等を明らかにし、議会が県民の負託にこたえようとするものである。県民の意見や社会情勢の変化があると認められるときには、議会基本条例の理念も変化すべきであり、条例の見直しを検討しなければならない。

## ●附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、本条例が平成21年4月1日に施行することを規定している。

## 関連法規

### ●日本国憲法(昭和21年11月3日)抜粋

#### 第八章 地方自治

第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第 95 条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

### ●地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)抜粋

#### (この法律の目的)

第 1 条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

#### (地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則)

第 1 条の 2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようにしなければならない。

(条例の制定及び罰則)

- 第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。
- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(議員及び長の選挙)

- 第 17 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。

(議会の設置)

- 第 89 条 普通地方公共団体に議会を置く。

(議決事件)

- 第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
- 一 条例を設け又は改廃すること。
  - 二 予算を定めること。
  - 三 決算を認定すること。
  - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
  - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
  - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
  - 七 不動産を信託すること。
  - 八 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
  - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
  - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
  - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
  - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るもの）を除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの）を除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関する事。

- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関するここと。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により  
議会の権限に属する事項
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に  
関する事件（法定受託事務に係るものにあっては、国の安全に関するここと他の  
事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定める  
ものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

（選挙及び予算の増額修正）

- 第 97 条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属  
する選挙を行わなければならない。
- 2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地  
方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

（検査及び監査の請求）

- 第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあ  
つては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、  
法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議  
会の検査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に  
関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管  
理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会  
又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管  
理、議決の執行及び出納を検査することができる。
- 2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労  
働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託  
事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査  
の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監  
査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監  
査の実施については、第 199 条第 2 項後段の規定を準用する。

（意見書の提出）

- 第 99 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件に  
つき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

（調査権・刊行物の送付・図書室の設置等）

- 第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあ  
つては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、  
法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議  
会の調査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。次項  
において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査  
を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言  
並びに記録の提出を請求することができる。
- 2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定  
めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事  
務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用  
する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 3 第 1 項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係

人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。
- 5 議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
  - 11 議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
  - 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
  - 13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
  - 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
  - 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
  - 16 議長は第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
  - 17 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に關係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
  - 18 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適當と認める刊行物を送付しなければならない。
  - 19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
  - 20 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

(専門的事項に係る調査)

第 100 条の 2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(招集)

- 第 101 条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。
- 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
  - 3 議員の定数の 4 分の 1 以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
  - 4 前 2 項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求があつた日から 20 日以内に臨時会を招集しなければならない。
  - 5 第 2 項による請求のあつた日から 20 日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第 1 項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
  - 6 第 3 項による請求のあつた日から 20 日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第 1 項の規定にかかわらず、議長は、第 3 項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあっては 10 日以内、町村にあっては 6 日以内に臨時会を招集しなければならない。
  - 7 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては 7 日、町村にあつては 3 日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(定例会・臨時会及び会期)

- 第 102 条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。
- 2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
  - 3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
  - 4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
  - 5 前条第 5 項又は第 6 項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第 2 項又は第 3 項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。
  - 6 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前 3 項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
  - 7 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

(議長及び副議長)

- 第 103 条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。
- 2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

(議長の議事整理権・議会代表権)

- 第 104 条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

- 第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
  - 一 議会の運営に関する事項
  - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - 三 議長の諮問に関する事項
- 4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- 5 第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。
- 6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算についてはこの限りでない。
- 7 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- 8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- 9 前各号に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(議員の議案提出権)

- 第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。
- 2 前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。
  - 3 第 1 項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

(議事の公開の原則及び秘密会)

- 第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
- 2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(公聴会及び参考人)

- 第 115 条の 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係者を有する者又は学識経験者を有する者等から意見を聞くことができる。
- 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

(会議規則)

- 第 120 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

- 第 123 条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第 234 条第 5 項において同じ。）により会議録

を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

- 2 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員がこれに署名しなければならない。
- 3 会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。
- 4 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

#### (請願の提出)

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

#### (議場の秩序維持)

第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

- 2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

#### (会議の傍聴)

第130条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

- 2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。
- 3 前2項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設ければならない。

#### (品位の保持)

第132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

#### (侮辱に対する処置)

第133条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

#### (懲罰理由)

第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

- 2 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

#### (懲罰の種類及び除名の手続)

第135条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
  - 二 公開の議場における陳謝
  - 三 一定期間の出席停止
  - 四 除名
- 2 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならない。
- 3 第1項第4号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

(担任事務)

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

(附属機関の職務権限・組織等)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

(報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。